

弁護士募集要項(79期)



弁護士法人モノリス法律事務所

東京都千代田区大手町1丁目9-5

大手町フィナンシャルシティノースタワー21階

Tel: 03-6262-3245

Email: office@monolith-law.jp

URL: <https://monolith.law/>

当事務所の概要



企業ITを進化する。

企業にとってITが不可欠の時代に、法務の視点を持つことは、リスク回避や事業の成長において最重要となっています。
私たち、モノリス法律事務所は、法律家とITコンサルタントによって構成された、企業ITのスペシャリスト集団です。

弁護士法人 モノリス法律事務所

企業法務、特にITへの特化



- IT企業の顧問弁護士としての企業法務
- 事業会社のIT担当弁護士としてのIT・ネット・知財法務



主要取扱業務



IT・ベンチャーの 企業法務

上場企業からベンチャーまで、
IT企業を中心に、800社以上の
顧問弁護士等を務めています。



IT・知財関連法務

システム開発の紛争や予防
など、専門性の高いIT/知財
関連法務を多数対応



風評被害対策

主に企業に対するネット上の
誹謗中傷被害対策を、
法律/IT双方の観点より実施。





その他の取扱分野

特にITに関連する専門性の高い領域を取り扱う



株式・M&A

AI (ChatGPT等)

投稿者特定

Web3

システム開発

国際法務

個人情報保護法

薬機法等チェック

YouTuber・VTuber

当事務所のクライアントの一例

IT関連のベンチャー企業、東証プライム上場企業を含む事業会社と、大きく2種類のクライアント

TOKIUM



LIXIL
Link to Good Living



ニデック株式会社



MS&AD
三井住友海上

株式会社 幸楽苑ホールディングス



carry on



GMO MAKESHOP



Japan PC Service

メディア等掲載実績



メディア掲載実績

ダイヤモンド・オンライン(2021.7.24)

<https://diamond.jp/articles/-/276813>



【日本電産・三井住友海上の「IT顧問弁護士」に創業5年目の法律事務所がなれた理由】が掲載されています



書籍紹介



『デジタル・タトゥー』

発売: 2017年1月13日

出版社: 自由国民社

誹謗中傷対策・風評被害対策を手がける
弁護士を主人公、架空の事例を題材とした小説

2019年に放送された
NHKドラマの原案です!



『IT弁護士さん、YouTubeの法律と
規約について教えてください』

発売: 2022年7月30日

出版社: 祥伝社

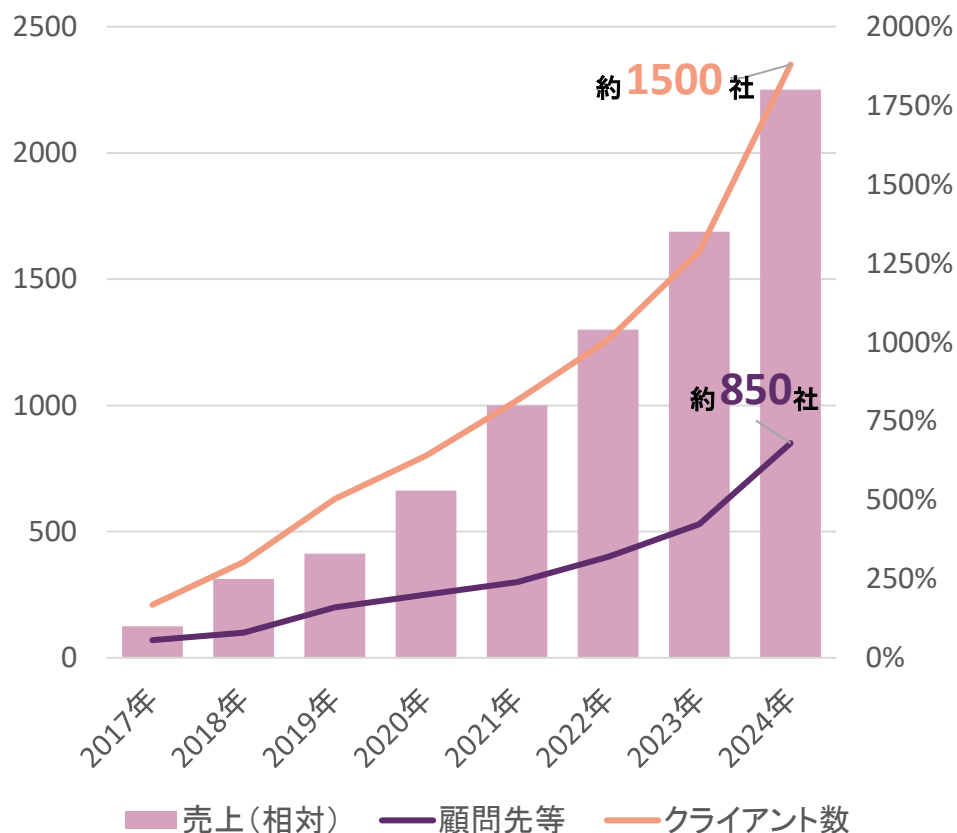
IT業界を知り尽くした弁護士が、日々受ける相談、
遭遇する問題をもとにQ&A形式で読みやすく解説!

その他メディアや寄稿情報は当初ホームページの【出版書籍等】をご覧ください!

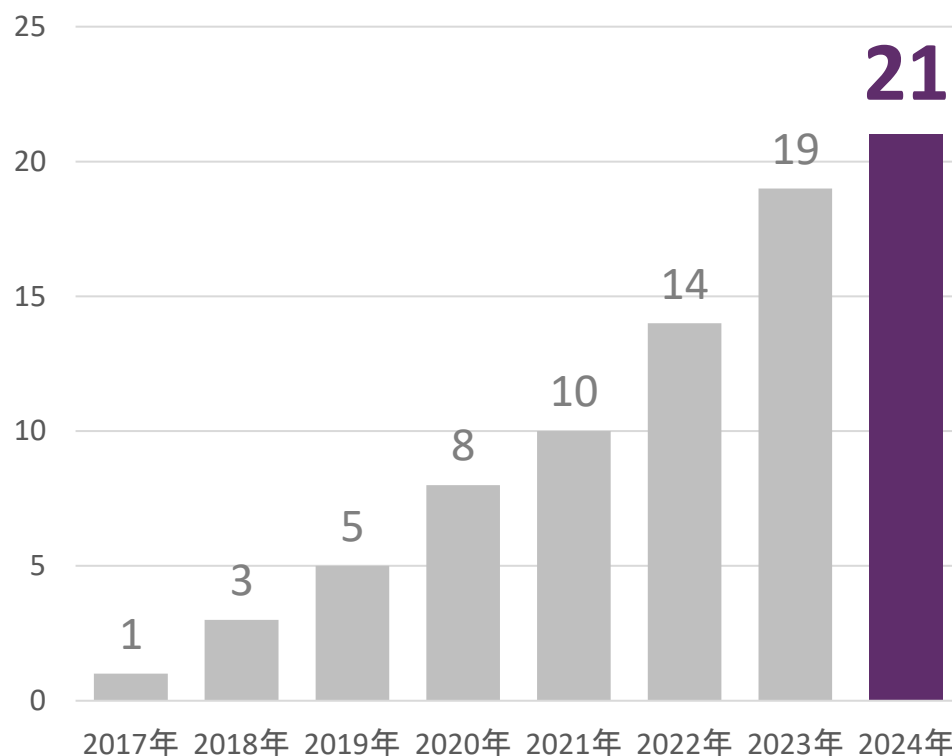
当事務所の成長率等

2025年春に設立9年目を迎えた成長フェーズの法律事務所

2017年～2024年の売上とクライアント数



在籍弁護士の推移



業務フローの特徴と求める弁護士像

企業法務の特徴: 組織性

ITに知見の深い弁護士がヒアリングを行い、IT知識に関する部分を「翻訳」して担当弁護士にドラフトを依頼、チームで校正等を行って納品する、等の業務フロー

ヒアリング

所内ミーティング

契約書作成

校正等

入所時に求める像

- IT・インターネット等に関する専門知識は不要
- 先端的なIT関連技術等に興味があること
- 新しいテクノロジーやツールに対する抵抗感がないこと



募集条件等

勤務地	東京都千代田区大手町1-9-5 大手町フィナンシャルシティノースタワー21階
採用人数	4名前後
報酬	1年目 700万円/年 ※インボイス登録を前提とした想定金額であり、登録を行わない場合については協議させて頂ければ幸いです
個人案件の受任	可能(承認制・受任時の経費分担20%)
福利厚生	弁護士会費の事務所負担・所内フリードリンク・オフィスチェア希望制度



FAQ: 平均的な出勤時間や退勤時間など

当事務所のアソシエイト弁護士は業務委託契約であり、実際、労務管理を行っておりません。また、出勤義務はなく、期日やクライアントミーティング等のスケジュールがある場合以外、特に「何時までに出勤しなければならない」といった制約也没有ありません。したがって出勤・退勤時間について、「正確な数字は本人以外誰も把握していない」ということになります。概ね、11時過ぎ頃には、その日出勤する弁護士は揃っているようです。

また、日中の時間帯等に関しても、少なくともオンライン上のカレンダーに「この時間は不在である」という情報を事前に入れておいて頂ければ、特に理由等不問で外出等可能です。同様に夜も、用事がある場合は早い時間で退勤可能です。

当事務所は、所内でのコミュニケーションに関しても、同期性を要求しない、むしろ情報の正確な伝達や検索性の高さの方が重視されるようなものについては、チャットを活用しています。このこととの関係で、「仕事を中抜けするのは当然に自由だが、ただ、稼働していない時はその旨を教えておいて欲しい」という理由で、カレンダーへのスケジュール(「その時間いない」という情報)の登録は、各アソシエイトにお願いしています。「ある弁護士がその瞬間に稼働しているかどうか」が分からないと、業務の円滑な進行との関係で問題があるからです。

ただ、これらを踏まえた上で、正直なことを言えば、企業法務系法律事務所の常として、おそらく弁護士業界全体の平均よりは、稼働時間は長いと思います。「弁護士業界平均よりは長く、企業法務系法律事務所の中で特に長いという訳ではない」というのが、実態に近い説明だと思います。業務のために終電を逃すことは、まずありません。

なお、週末については、なるべく事務所案件に関する仕事のために時間を使わなくて良いよう、適時人員拡充を行っています。それでも月に数度程度、自宅等で多少作業を行う必要がある日は、出てしまっているようではあります。



FAQ: 個人事件は実際問題として可能か

アソシエイト契約上は、「都度承諾制」で、いわゆる事務所経費が「20%」、事務所設備の利用は「可能」となっています。実際問題としては、相手方が特殊な属性であるなど、極例外的なケースを除き、一般民事案件や刑事案件については、現在までの運用としては全件承諾しています。また、細かい話ですが、国選事件も同様の扱いです。

そして事務所方針としては、例えば、昔の同級生からの相談である家事事件、国選の当番弁護士名簿に登録することによる国選事件などについては、ある程度応援する方針です。例えば、弁護士以外のスタッフや設備等のリソースは、いわゆる「事務所事件」でも「個人事件」でも、特に差異なく提供されます。さらにいえば、弊所は(時期にもよりますが)インターン生も在籍しているのですが、「特に法曹志望のインターン生に、様々な弁護士業務を体験して貰うため、個人事件である一般民事や国選刑事の補助を頼む」ということも、(もちろんインターン生本人の希望があれば)歓迎しています。

当事務所は、良くも悪くも、「特にITに専門性を有する企業法務系法律事務所」として、取扱分野が狭い傾向にあります。弁護士として、ある程度幅広い案件について、少なくとも何度か触れることは、その弁護士の成長という意味でプラスだと考えているからです。

ただ、事務所の経営上の事情を率直に申し上げると、「20%」というのは、上記のような事務所の各リソースの使用に対応する費用、という扱いにほぼ等しく、「個人事件でも20%の経費負担があるので、事務所の仕事をしているのと同じ」ではありません。例えば「ヘビーな国選事件が配点された」という場合に、他メンバーとの関係である程度「融通」をきかせることは、上記方針より可能なのですが、やはり、その期間はトータルの業務量が普段より増える傾向にあると思います。

したがって実際問題として、個人事件は、ある程度事務所の仕事に慣れてから、ある程度幅広い案件に触れるため、一般民事案件等については、多少行えるようになる、というのが、実態に近い説明となります。

